

省令第十條第三項に規定する概算補正係数	〇・九八一四四
省令第十三條に規定する一人平均老人医療費額	七六九・三四七円
省令第十五條において準用する省令第十條第三項に規定する補正係数	〇・九八七四四
省令第十六條第一項第一号に規定する額	十三円九十銭
省令第十六條第一項第二号に規定する額	百十五円六十銭
省令第十六條第二号に規定する額	百十八円二十銭
省令第十六條第三号に規定する額	六十一円二十銭
省令第十六條第四号に規定する額	一・一〇七六四
省令第十六條第五号に規定する額	一・四八〇六五
省令第十六條第六号に規定する額	〇・九五四〇七
省令第十六條第七号に規定する額	〇・六二五七三

省令附則第四條第一項第三号に規定する率	一・〇五九三三												
国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)以下「平成七年改正法」という。附則第八條第二項に規定する概算特別調整加算率	九〇・〇〇〇四八六一五・一〇七												
平成七年改正法附則第八條第四項において準用する同條第二項に規定する率	四〇・〇〇一四三三三九六〇二六												
〇厚生労働省告示第百六十号 平成十三年度の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による保険者の拠出金の額の算定に關して、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率見込値及び同令第十五條において準用する同令第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率並びに介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の老人保健法第四十八條第二項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等概算率(同法第五十五條第二項に規定する老人保健施設療養費等概算率をいう)及び老人保健施設療養費等確定率(同法第五十六條第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう)は次のとおりであるので、同令第十八條第二項及び介護保険法等の施行に伴う厚生省關係省令の整備等に關する省令(平成十一年厚生省令第九十一号)附則第二十四條の規定により公示する。 平成十三年三月三十日 厚生労働大臣 坂口 力	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>率又は額</th> </tr> <tr> <td>老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率見込値</td> <td>〇・七六五七二</td> </tr> <tr> <td>省令第十五條において準用する省令第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率</td> <td>〇・五一一〇三</td> </tr> <tr> <td>介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)以下「旧老人保健法」という。第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等(以下「旧老人保健施設療養費等」という)に要する費用に係る老人保健施設療養費等概算率(旧老人保健施設療養費等概算率をいう)</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>旧老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率(旧老人保健施設療養費等確定率をいう)</td> <td>〇・一六三二八</td> </tr> <tr> <td>省令第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう)</td> <td>九一・九五二八八</td> </tr> </table>	区分	率又は額	老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率見込値	〇・七六五七二	省令第十五條において準用する省令第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率	〇・五一一〇三	介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)以下「旧老人保健法」という。第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等(以下「旧老人保健施設療養費等」という)に要する費用に係る老人保健施設療養費等概算率(旧老人保健施設療養費等概算率をいう)	〇	旧老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率(旧老人保健施設療養費等確定率をいう)	〇・一六三二八	省令第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう)	九一・九五二八八
区分	率又は額												
老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率見込値	〇・七六五七二												
省令第十五條において準用する省令第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率	〇・五一一〇三												
介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)以下「旧老人保健法」という。第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等(以下「旧老人保健施設療養費等」という)に要する費用に係る老人保健施設療養費等概算率(旧老人保健施設療養費等概算率をいう)	〇												
旧老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率(旧老人保健施設療養費等確定率をいう)	〇・一六三二八												
省令第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう)	九一・九五二八八												
〇厚生労働省告示第百六十一号 消費税法施行令(昭和六十二年政令第三百六十号)第十四條の四第一項の規定に基づき、消費税法施行令第十四條の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理(平成三年六月厚生省告示第百三十号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。 平成十三年三月三十日 厚生労働大臣 坂口 力	<table border="1"> <tr> <td>別表第一 RQ18149の項を削る。</td> <td>力</td> </tr> <tr> <td>別表第二中</td> <td>力</td> </tr> </table>	別表第一 RQ18149の項を削る。	力	別表第二中	力								
別表第一 RQ18149の項を削る。	力												
別表第二中	力												
PDインタービュー 東京ソフトラウエイ株式会社 東京都新宿区新宿一丁目9番10号													
PDインタービュー 東京ソフトラウエイ株式会社 東京都新宿区新宿一丁目9番10号													
PDインタービューMS型 東京ソフトラウエイ株式会社 東京都新宿区新宿一丁目9番10号													

MG-21	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
AV-20	株式会社タムスコート レーンジョン	兵庫県宝塚市高町一丁目6番11号

MG-21	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
フジストビジョンAV-100	株式会社タムスコート レーンジョン	兵庫県宝塚市高町一丁目6番11号
フジストビジョンAV-100	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
フジストビジョンAV-110	株式会社タムスコート レーンジョン	兵庫県宝塚市高町一丁目6番11号
フジストビジョンAV-110	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
フジストビジョンAV-200	株式会社タムスコート レーンジョン	兵庫県宝塚市高町一丁目6番11号
フジストビジョンAV-200	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
MG-22	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号
MG-23	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市長徳区明前町6番14号

別表の第二の二に次のように加える。

フジジョン75	有限会社ジェーエムジー	兵庫県明石市松が丘三丁目6番25号
ミニピュア	有限会社ジェーエムジー	兵庫県明石市松が丘三丁目6番25号

別表第五キヤノン・コンピュータCCOの項を削り、同表中「東京港区西新橋三丁目10番6」を「東京港区西新橋五丁目7番13ウロウ新橋901」に改める。  
 ○厚生労働省告示第百六十二号  
 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年一月厚生省告示第四号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。  
 平成十三年三月三十日  
 厚生労働大臣 坂口 力

第五項第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「言語聴覚学科」の下に「手話通訳学科」を加え、同項を同条第二項とする。  
 第八条第二項中「できる者は」の下に「学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入學することができ、かつ」を加える。

○厚生労働省告示第百六十三号  
 国立秩父学園附属保護指導員養成所入所規程(昭和三十八年十月厚生省告示第百八十三号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。  
 平成十三年三月三十日  
 厚生労働大臣 坂口 力

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。  
 ○厚生労働省告示第百六十四号  
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成三年四月厚生省告示第八十二号)の一部  
 ○厚生労働省告示第百六十六号  
 精神保健福祉士法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第百八号)の規定に基づき、別に厚生労働大臣が定める講習会を、  
 平成十三年三月三十日  
 精神保健福祉士法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第百八号)の規定に基づき、別に厚生労働大臣が定める講習会として次の講習会を指定する。

講習会を行う者の名称  
 社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会(茨城県つくば市上郷七千五百六十三丁六十七番七号ライフサポートセンター内)  
 開催期日  
 平成十三年七月九日から十六日まで  
 平成十三年八月二十一日から二十四日まで及び同月二十七日から二十九日まで  
 平成十三年七月十八日から二十一日まで及び同月二十三日から二十五日まで  
 平成十三年七月二日から六日まで及び同月九日及び十日  
 平成十三年七月十一日から十三日まで及び同月十六日から十九日まで  
 平成十三年九月五日から十二日まで  
 平成十三年八月八日から十日まで及び同月二十七日から三十日まで  
 平成十三年七月二十三日から二十九日まで  
 平成十三年八月十二日から十八日まで  
 平成十三年七月三十日から八月二日まで及び同月四日から六日まで

を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。  
 平成十三年三月三十日  
 厚生労働大臣 坂口 力  
 「盲人用カナタイプライター」及び「緊急通報装置」を削る。  
 ○厚生労働省告示第百六十五号  
 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第四項の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の十第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成三年四月厚生省告示第八十四号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。  
 平成十三年三月三十日  
 厚生労働大臣 坂口 力  
 「盲人用カナタイプライター」を削る。

講習会を行う者の名称	開催期日	開催地
社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会(茨城県つくば市上郷七千五百六十三丁六十七番七号ライフサポートセンター内)	平成十三年七月九日から十六日まで 平成十三年八月二十一日から二十四日まで及び同月二十七日から二十九日まで 平成十三年七月十八日から二十一日まで及び同月二十三日から二十五日まで	北海道小樽市日専連小樽 東京都港区明治学院大学 東京都豊島区学習院大学記念会館
精神保健福祉士法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第百八号)の規定に基づき、別に厚生労働大臣が定める講習会として次の講習会を指定する。	平成十三年七月二日から六日まで及び同月九日及び十日 平成十三年七月十一日から十三日まで及び同月十六日から十九日まで 平成十三年九月五日から十二日まで 平成十三年八月八日から十日まで及び同月二十七日から三十日まで 平成十三年七月二十三日から二十九日まで 平成十三年八月十二日から十八日まで 平成十三年七月三十日から八月二日まで及び同月四日から六日まで	京都府京都市ルビノ京都堀川 大阪府大阪市アウィーナ大阪 福岡県福岡市福岡リーセントホテル 東京都千代田区日本都市センター会館 愛知県名古屋市長古屋東急イン 兵庫県神戸市兵庫農産会館 岡山県岡山市オルガホール